

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案新旧対照条文

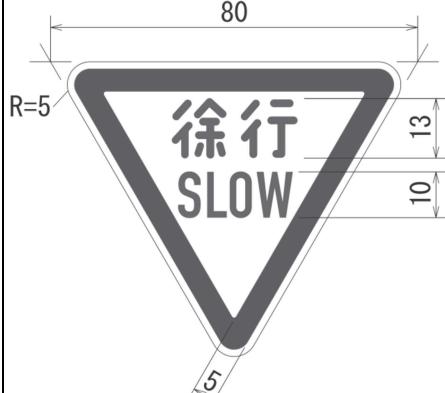
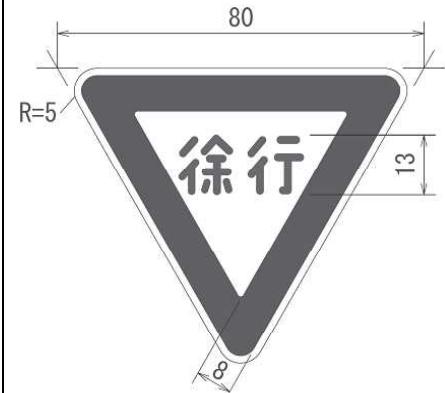
○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年總理府令・建設省令第三号）

道 優 前 路 先 方	徐 行	別表第一（第二条関係） 案内標識	改 正 後
9の2—A・B)	(329—A・B)	「略」 警戒標識	
方の道路を優先道路と 当該道路と交差する前	道路交通法第三十六条第二 項の道路標識により、 方の道路を優先道路と 当該道路と交差する前	道路法第四十六条第一 項若しくは第四十七条 第三項若しくは車両制 限令第十条の規定に基 づき、又は交通法第四 十二条の道路標識によ り、車両及び路面電車 が徐行すべきことを指 定すること。	車両及び路面電車が徐 行すべきことを指定す る道路の区間又は場所 の前面及び道路の区間 又は場所内の必要な地 点における左側の路端
優先道路と交差する道 路の手前の必要な地点 における左側の路端	優先道路と交差する道 路の手前の必要な地点 における左側の路端	「略」 警戒標識	

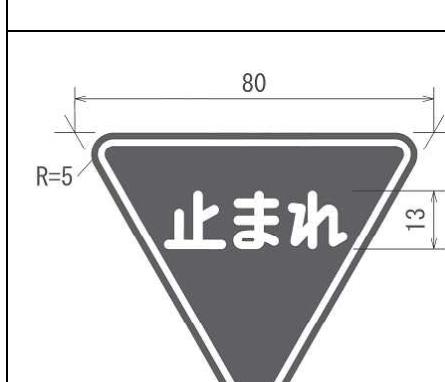
道 優 前 路 先 方	徐 行	別表第一（第二条関係） 案内標識	改 正 前
(329の2)	(329)	「同上」 警戒標識	
方の道路を優先道路と 当該道路と交差する前	道路交通法第三十六条第二 項の道路標識により、 方の道路を優先道路と 当該道路と交差する前	道路法第四十六条第一 項若しくは第四十七条 第三項若しくは車両制 限令第十条の規定に基 づき、又は交通法第四 十二条の道路標識によ り、車両及び路面電車 が徐行すべきことを指 定すること。	車両及び路面電車が徐 行すべきことを指定す る道路の区間又は場所 の前面及び道路の区間 又は場所内の必要な地 点における左側の路端
優先道路と交差する道 路の手前の必要な地点 における左側の路端	優先道路と交差する道 路の手前の必要な地点 における左側の路端	「同上」 警戒標識	

規制標識 〔略〕	警戒標識 〔略〕	案内標識 〔略〕	別表第二（第三条関係）	備考 〔略〕	補助標識 〔略〕	指示標識 〔略〕	停一 止時 (330—A・B)	（32）	して指定すること。 交通法第四十三条の道 路標識により、交通整 理が行なわれていない 交差点又はその手前の 直近において、車両及 び路面電車が一時停止 すべきことを指定する こと。
-------------	-------------	-------------	-------------	-----------	-------------	-------------	-----------------------	------	--

規制標識 〔同上〕	警戒標識 〔同上〕	案内標識 〔同上〕	別表第二（第三条関係）	備考 〔同上〕	補助標識 〔同上〕	指示標識 〔同上〕	停一 止時 (330)	（32）	して指定すること。 交通法第四十三条の道 路標識により、交通整 理が行なわれていない 交差点又はその手前の 直近において、車両及 び路面電車が一時停止 すべきことを指定する こと。
--------------	--------------	--------------	-------------	------------	--------------	--------------	-------------------	------	--

一時停止		前方優先道路 徐行 (329の2-A) (329-A)
一時停止		前方優先道路 徐行 (329の2-B) (329-B)

一時停止		前方優先道路 徐行 (329の2) (329)
------	---	----------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 [略]	備考 [略]	補助標識	[略]	指示標識	[略]	
							
備考 [同上]	備考 [同上]	補助標識	[同上]	指示標識	[同上]	